

2021年10月1日以降保険始期用

万が一、事故が起こった場合

〈万が一、事故が起こった場合の手続き〉

- 万が一事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

サイバーガードには、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

日本生命
お客さま専用
ダイヤル

事故の
場合は

事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または右記までご連絡ください。

サンキュー アイオイニッセイドウワ
0120-39-1012(無料)

24時間・365日受付
※おかけ間違いにご注意ください。

サイバーセキュリティ緊急サポート

軽微なサイバートラブル(注)に関する初期の支援を目的に、専用窓口(フリーダイヤル)による初期アドバイス、リモートサポートによるウイルス駆除やセキュリティ診断等を行います。



(注) サイバートラブルとはサイバー攻撃のおそれ、システムや機器の不具合などのサイバーセキュリティに関連するトラブルをいいます。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「普通保険約款・特約集」でご確認ください。

事故発生時の 専門業者紹介サービス

サイバー攻撃による情報の漏えいが発生した際など、事故原因・被害範囲の調査や事故対応のコンサルティング等の業務の外部委託をご検討されている場合には、貴社からの要請に基づき、経験豊富な専門業者をご紹介します。

※このサービスは、専門業者をご紹介するものであり、専門業者の業務を無料でご提供したり、その実施をお約束するものではありません。貴社と専門業者との間で別途、委託契約等を締結いただく必要があります。
※貴社が専門業者に支払う費用は、この保険でお支払いの対象となる場合に限り、保険金としてお支払いします。



ご注意ください

複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●保険料確定特約のご注意

ご契約時に把握可能な直近の会計年度等(1年間)の売上高に応じ定められた保険料を払い込みいただけます。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

- 保険期間終了時に、保険期間中の売上高が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ご申告いただいた売上高に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金がお支払いできない場合があります。

●このパンフレットは「サイバーガード」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●「サイバーガード」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。

●契約取扱者が取扱代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
https://www.aioinissaydowa.co.jp/

サイバーガード

豆知識



あいおいニッセイ同和損保

サイバースターは情報の漏えいや不正アクセス、データの改ざんなど企業をとりまくサイバーリスクを総合的に補償します。

他人事だと思っていた情報漏えい、不正アクセス… こんなに身近で発生しています。

サイバー攻撃の手口①は飛躍的なスピードで複雑化・巧妙化しており、攻撃のパターンも侵入経路もさまざまです！

建設業

セキュリティ対策不足による機密情報漏えい

ビルのフロアの図面データを建物オーナーより受領し、施工図を作成していた。

その後、サーバーのセキュリティ設定を失念したため、約5か月にわたり、図面データがインターネット上で閲覧可能な状態となっていたことが発覚。

約1万ものファイルがダウンロードされ、図面データに係る情報が漏えいした。

図面データが漏えいしたことで、建物のオーナーより、防犯機能が低下したとして、レイアウト再設計に伴う費用等について損害賠償請求された。

販売業

メール誤送信

営業時間やイベント情報などを案内するメールマガジンを、**メールの宛先設定ミスにより誤送信。**

送信先のメールアドレス約370件について、受信者間で閲覧できる状態となった。

対象となる顧客に謝罪し、メールの削除を依頼した。また、再発防止策を講じるまでメールマガジンの発行を停止するなどの対応を行った。

製造業

不正アクセス

情報システムにおいて**不正アクセス**があり、IDとパスワードが破られた。同システム内に保存されていた職員のIDとパスワードも奪われ、他システムへと被害が拡大。

これにより、**技術情報が流出**。関係者のメールアドレスも漏えいした。

情報システムを再構築し、セキュリティ対策や教育の実施により再発防止を行った。

飲食業

POSレジシステムへの不正アクセス

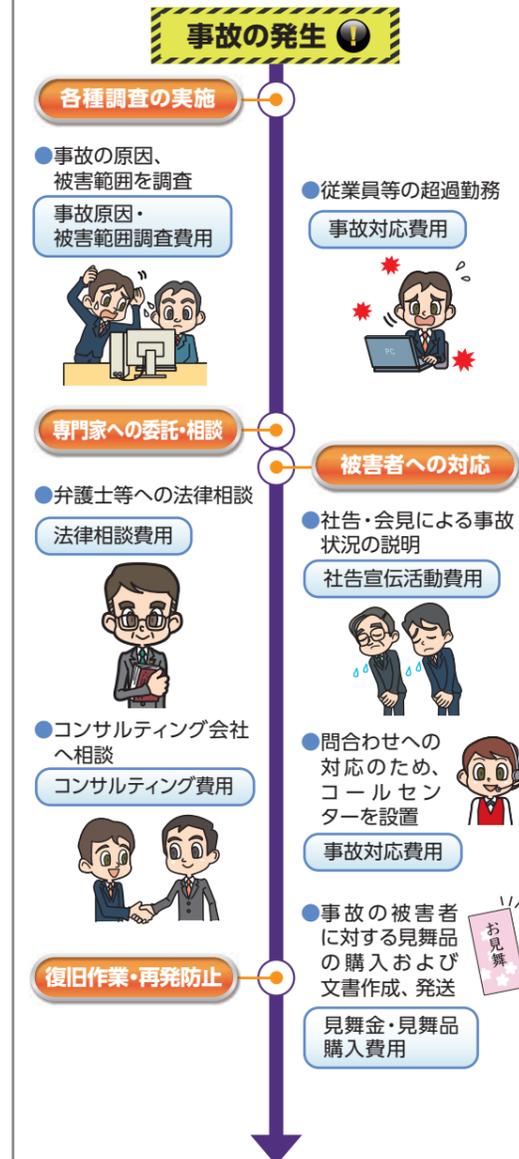
レストランで使用していた**POSレジシステムへの約4か月にわたる不正アクセス**を確認。

顧客のクレジットカード会員名、カード番号、有効期限、セキュリティコードなどのカード情報が漏えいしたと発表。

被害の可能性がある顧客に対し、謝罪を行い、カード支払い口座やカードの利用明細など被害の有無の確認をしてほしいと発表。

意外とかかるこんな費用、ご存知ですか？

たとえば、以下のような対応に伴い費用が発生します。



賠償事故発展時の対応

賠償事故に発展すれば、さらなる損失拡大につながるリスクが高まります。風評被害等を防ぐためにも、できるかぎりの対応を早急に行うことが肝要です。

CASE.1

自社で運営する通販サイトにサイバー攻撃があり、クレジットカード情報を含む顧客情報1,000件が流出した。専門業者に対してウェブサーバーの調査を依頼、謝罪対応に備えPR会社（危機管理コンサルティング会社）にコンサルティングを依頼した。漏えいの被害者1,000名に対し詫言およびプリペイドカード1,000円分を送付した。また、クレーム対応のためコールセンター会社に対応を依頼、オペレーター3人を、1日8時間、1か月間配置した。クレジットカード会社から、不正利用のあったカードの再発行費用、不正利用の額につき500万円の損害賠償請求がなされた。弁護士へ法律事務を委任、結果として、クレジットカード会社に500万円の損害賠償金を支払った。

賠償損害

- 損害賠償金: **500万円**
- 争訟費用(弁護士報酬): **50万円**

費用損害

- 事故原因・被害範囲調査費用: **300万円**
- コンサルティング費用: **50万円**
- 事故対応費用/見舞金・見舞品購入費用
 - コールセンター費用: **360万円**
 - 詫言状・プリペイドカード作成・郵送費: **115万円**

合計 **1,375万円** の負担が発生!

CASE.2

従業員が電車で帰宅中に鞆を紛失した。鞆の中には100名分の顧客情報があり、警察への届出を行ったものの、見つかることはなかった。弁護士への法律相談を複数回実施し、クレーム対応等に関してアドバイスを得た。地方紙に謝罪広告を掲載、被害者100人に謝罪文を送り、その後、プリペイドカード1,000円分も送付した。併せて、電話対応など事故対応のため、臨時に派遣会社から派遣社員3名を2か月間雇入れた。

費用損害

- 法律相談費用: **50万円**
- 社告宣伝活動費用: **60万円**
- 事故対応費用/見舞金・見舞品購入費用
 - 事故対応のための臨時雇入れ費用: **200万円**
 - 詫言状・プリペイドカード作成・郵送費: **19万円**

合計 **329万円** の負担が発生!

情報の漏えいまたはそのおそれリスク

個人情報・企業情報・マイナンバー・クレジットカード番号・ID番号・メールアドレス・暗証番号等の情報漏えい事故

- 取引先を装って送信されたメールの添付ファイルを開いたところ、マルウェアが仕掛けられており、パソコンが感染!顧客情報が格納されたサーバーに侵入された形跡があることが判明した!
- サーバーが不正アクセスを受け顧客のクレジットカード情報が漏えい!加盟店規約に基づいてクレジットカード会社から再発行等の手続きにかかった費用を請求された!

他社が管理する情報の漏えい起因して責任を問われるリスク

- 自身の端末の感染に気付かず、取引先へメールを送信。取引先のサーバーにマルウェアが侵入し、さらに他社の情報が漏えいしてしまっ!

サイバー攻撃②によらない外部記憶媒体等の持ち出し・紛失、メール等の誤送信による漏えい事故

- 電車で移動中に置き引きにあい、顧客情報の入った鞆を紛失してしまっ!
- メール宛先を誤り、取引先企業とやりとりしていた情報が他社に流出してしまっ!

他人の業務の阻害リスク

自社の業務停止による他社への影響

- システムの脆弱性を狙われて攻撃を受けた自社のサーバーがダウンし、ネットワークが使用不能になってしまった。取引に大幅な遅延が発生し、業務に支障が出たとして取引先から訴えられた!

他社への攻撃に利用されるリスク

- 自社の端末がいつのまにか他社へのDDoS攻撃に利用された。管理体制に問題があったとして訴えられた!

他社のネットワークやデータ・プログラムへの影響

- 自社から送信したメールが原因で、取引先企業のシステムをマルウェアに感染させてしまった。後日、取引先企業から中断したネットワークを復旧させるのにかけた費用を請求された!
- 取引先に外部記憶媒体を持ち込んで資料を開いたところ、ファイルにマルウェアが仕掛けられており、取引先に感染を拡大!重要なデータが損壊したとして損害賠償請求された!



1 攻撃の手口

右図は数ある手口の中のほんの一部です。攻撃形態は今後もさらに複雑化し、種類も増加することが見込まれます。

攻撃の種類	概要
不正アクセス	本来アクセス権限を持たない者がインターネットを経由して、サーバーや情報システムの内部へ侵入する行為
マルウェア	不正かつ有害に動作させる意図をもって作成された悪意のあるソフトウェア。スパイウェア（ユーザーの情報等を外部に送信する）、ランサムウェア（データの暗号化等を行い身代金を要求する）などの種類がある。
標的型攻撃	重要な情報入手のために特定の企業や組織を狙って行われる一連の攻撃
DDoS攻撃	標的となるサーバーやコンピュータに対して、複数のマシンから大量の処理負荷を与えて機能停止状態に追い込む攻撃
ゼロデイ攻撃	ソフトウェアの脆弱性が発見されたから、開発者によって修正プログラムなどの対策が提供される前に、その脆弱性を攻撃する攻撃
パスワードリスト攻撃	不正入手したアカウント情報を用いてログインを試みる攻撃手法で、IDやパスワードを使い回している利用者が被害に遭う

2 サイバー攻撃

コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。

- ① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス
- ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
- ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為
- ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為

賠償損害・費用損害への補償

業務を遂行するにあたり発生した「他人の情報の漏えいまたはそのおそれ³」や「IT 事故(ユーザー危険)⁴」によって発生する賠償損害および費用損害を補償^(注1)します。

対象となる事故^(注2)

業務を遂行するにあたり発生した

- 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- IT事故(ユーザー危険)

賠償損害

上記事故により発生した
賠償損害を補償します

損害賠償金のほか、事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・調停・和解・示談などの対応の費用をお支払いします^(注3)。

- 争訟費用
訴訟にかかった費用等
- 権利保全行使費用
権利の保全および行使に必要な手続きをするためにかかった費用等
- 訴訟対応費用
書類の作成など、訴訟に関する諸費用等



費用損害

上記事故により発生した
費用損害を補償します^(注4)

事故対応費用

事故の対応のために要した電話・ファクシミリ・郵便等の通信費用およびコールセンター会社への委託費用等



事故原因・被害範囲調査費用

事故の原因の調査、被害範囲の確定のためにあらかじめ当社の承認を得て負担する費用



法律相談費用

事故の対応の相談に関して、法律事務所または弁護士に対して支払う費用



社告宣伝活動費用

謝罪広告・会見等に要する費用および事故再発防止・危機管理改善を行った旨の宣伝・広告費用



コンサルティング費用

外部にコンサルティングを委託するためにあらかじめ当社の承認を得て負担する費用



見舞金・見舞品購入費用

謝罪のための見舞金・見舞品購入等の費用



^(注1) 賠償損害：日本国内においてなされた損害賠償請求に限り。費用損害：日本国内で支出した費用に限り。^(注2) この保険は、業務賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。^(注4) 当社が、事故の通知を受領した日の翌日から起算して、180日以内に支出し

遂行上のリスクを補償するものであり、日常生活上の(業務外の)リスクを補償するものではありません。^(注3) これら費用は結果として法律上の損害た費用を補償します。



03 用語のご説明

3 情報の漏えいまたはそのおそれ

サイバー攻撃、従業員の持出し、パソコン等の盗難・紛失、メール・FAXの誤送信などによる他人の情報の漏えいまたはそのおそれが対象となります。情報の具体例としては、個人の住所・氏名・年齢・電話番号・マイナンバー・信用情報や、企業の新製品情報・財務情報・設計図、そしてクレジットカード番号・ID番号・パスワードなどが挙げられます。情報の記録媒体や所在地は問いません。

4 IT事故

コンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に伴う、他人の業務の阻害・電子情報の消失または損壊・人格権侵害または著作権侵害、その他不測かつ突発的な事由による他人の損失をいいます。IT事故には「ユーザー危険」と「IT業務危険」があります。サイバーガードで補償されるIT事故は「ユーザー危険」のみとなります。

IT事故

- ユーザー危険 次のいずれかの事由に起因する他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害、他人の電子情報の喪失等のうち、IT業務危険に該当しないものをいいます。
- コンピュータシステムの所有、使用または管理
 - データ・プログラム等の電子情報の提供
- IT業務危険 他人が使用することを目的としたコンピュータシステムの所有、使用または管理
- 他人のために開発、作成もしくは販売したコンピュータシステムまたはデータ・プログラム等の電子情報(製品内のものを含まず)の提供
 - ※ 広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、電子情報に起因する損害は除きます。

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。

保険料区分表

■ 保険契約者

法人または個人事業主を保険契約者とします。

■ 被保険者 (保険契約により補償を受けられる方)

事業者 (記名被保険者) およびその役員を被保険者とします。

■ 支払限度額と免責金額

	支払限度額	免責金額
● 賠償損害 (1請求・保険期間中)	1,500万円	0円
● 費用損害 (1事故・保険期間中)	1,000万円	0円

■ 保険料 (一時払の場合)

保険料区分 ^(注2)	売上高 ^(注1)			
	2億円未満	2億円以上 4億円未満	4億円以上 6億円未満	6億円以上 10億円未満
保険料区分A	32,000円	62,000円	73,000円	86,000円
保険料区分B	70,000円	147,000円	179,000円	212,000円

(注1) 売上高は、ご契約時に把握可能な最近の会計年度 (1年間) における税込の金額になります。
 (注2) お客さまの業種によって保険料区分が異なります。詳しくはP6の保険料区分表をご確認ください。
 ※1 「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 (1年間) の税込の売上高」に基づいて決定した保険料によりご契約いただきます。確定保険料による契約ですので保険期間終了後の確定精算は不要です。
 ※2 売上高が10億円以上のお客さまや初回決算を迎える前のお客さまは、取扱代理店までお問い合わせください。
 ※3 上記以外の補償内容をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

■ 保険料の払込方法は簡単・便利な「キャッシュレス」をおすすめします。

ご契約時に指定いただいた方法により、後日、保険料を払い込みいただけますので、ご契約時に現金を用意いただく必要はありません。次のとおりキャッシュレスで払い込んでいただけます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【○：選択できます ✕：選択できません】

主な払込方法	分割払 ^(注1)		一時払
	一般分割払 ^(注2)	大口分割払 ^(注3)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払	✕	✕	○

(注1) 分割払を選択された場合、一般分割払・大口分割払どちらも口座振替ができるのは12回払のみとなります。
 (注2) 保険料割増が適用されます。
 (注3) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。

■ 保険期間

保険期間は、1年間です。

■ 業種区分

お客さまの業種によって保険料が異なります。
 複数の業種を営んでいる場合、最も売上高の高い業種が該当します。

保険料区分A
<p style="text-align: center;">保険料区分Bに該当しない、すべての業種</p> <p style="text-align: center;">※一部引受対象外の業種があります。</p>

保険料区分B (各分野において下記の業種が該当します)	
情報通信分野	固定電気通信業、携帯電話業、PHS業
	受託開発ソフトウェア業、プログラム作成業、パッケージソフトウェア業、ゲーム用ソフトウェア作成業、システムインテグレーター
	受託計算サービス業、データエントリー業、パンチサービス業、保守サービス業 (ホスティング・ハウジング含む)
	データベースサービス業 (各種のデータを収集・加工・蓄積し、情報として提供する業者)
金融・保険分野	事務代行業、コールセンター業、ダイレクトメール発送業、テレマーケティング業
	サーバーハウジング業、アプリケーション・サービス・プロバイダー、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティー・サービス業、サイト運営業、インターネットホスティング業、インターネットサービスプロバイダ、コンテンツサービスプロバイダ、ネットオークション業
	クレジットカード会社、信販会社、各種チケット団体、ベンチャーキャピタル、信用保証会社、ゴルフ会員権売買業、手形貸付・割引業、小切手換金業、住宅金融専門 (住宅ローン専門) 会社、中小企業の財務相談・融資事業
医療・福祉分野	質屋
	生命保険代理店、損害保険代理店、損害保険調査業
その他サービス事業分野	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、認知症老人グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム (ケアハウスを含む)、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩の家、老人介護支援センター、障害者福祉施設、在宅福祉サービス、地域福祉権利擁護事業、身体障害者福祉ホーム、授産施設、知的障害児施設
	法律事務所、弁護士事務所、特許事務所、弁理士事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、行政書士事務所、保険鑑定会社、不動産鑑定士事務所、社会保険労務士事務所、土地家屋調査士事務所、損害保険鑑定事務所、リサーチ業、信用情報サービス業、探偵業、債権回収業、福利厚生事業代行事業、各種コンサルティング会社、厚生労働省委託健康診断機関
	獣医療、家畜診療所、動物病院
	写真現像・焼付業、写真修正業、DPE取次業
	広告制作プロダクション
	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、リサイクル業者、し尿処理業、古紙回収業、浄化槽清掃業
総合リース業、レンタカー業、自動車リース業、貸衣装業、スポーツ娯楽用品賃貸業、レンタルビデオ (DVD、ゲームソフト等を含む) 店	
労働派遣業、民営職業紹介所、家政婦紹介所、労働者供給業、労働者募集業、内職あっせん業、家庭教師派遣業	
その他	信用保証協会

補償内容のご説明 ①

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

1 基本契約(包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>記名被保険者(注1)が業務を遂行するに当たり、次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者(注2)に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>① 記名被保険者が自らの業務遂行(注3)の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報(注4)</p> <p>② 記名被保険者が自らの業務遂行(注3)の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報(注5)</p> <p>(2) 上記(1)を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステム(注6)の所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由</p> <p>① 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害</p> <p>② 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊</p> <p>③ 他人の人格権侵害または著作権侵害</p> <p>④ その他不測かつ突発的な事由による他人の損失</p> <p>(注1) 保険証券の記名被保険者の欄に記載された者をいいます。</p> <p>(注2) この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>① 記名被保険者</p> <p>② 記名被保険者の役員</p> <p>ただし、②に定める者については、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、適用されます。</p> <p>(注3) 業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者による業務遂行を含みます。以下同様とします。</p> <p>(注4) 所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。</p> <p>(注5) 管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。</p> <p>(注6) 情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データ、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。</p> <p>※被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金をお支払いします。ただし、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>● お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>① 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、料料または過料もしくは課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金(これに類似するものを含みます)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。</p> <p>② 争訟費用 被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます)によって生じた費用(被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞または給与等を含みません)で、被保険者が当社の同意を得て支出した費用</p> <p>③ 権利保全行使費用 他人に損害賠償の請求をすることができる場合、その権利の保全および行使に必要なかつ有益であると当社が認めた費用</p>	<p>※包括職業賠償責任保険普通保険約款およびサイバーセキュリティ特約における保険金をお支払いできない場合を記載しています。</p> <p>(1) 共通</p> <p>(A) 【直接である間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害】</p> <p>① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)、労働争議または騒擾</p> <p>② 地震、噴火、洪水または津波</p> <p>③ 核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます)またはあらゆる形態の放射能汚染</p> <p>④ 次のいずれかの事由</p> <p>ア. 汚染物質(注)の排出、流出、いっ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態</p> <p>イ. 汚染物質(注)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請</p> <p>⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物(他の財物の一部となっている場合には、その財物全体を含みます)の回収、検査、修正、交換その他の必要な措置のために要した全ての費用(注) 固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。</p> <p>(B) 【直接である間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由または行為によって生じた事故に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、適用されます。】</p> <p>ただし、①から③は、記名被保険者の使用人等の行った行為に対しては、適用しません。</p> <p>① 被保険者の犯罪行為(過失犯を含みません)</p> <p>② 被保険者の故意または重大失による法令違反</p> <p>③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)しながら行った行為</p> <p>④ 業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為</p> <p>⑤ 業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為</p> <p>⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行</p> <p>⑦ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。</p> <p>⑧ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。</p> <p>⑨ 被保険者が得たまたは請求した報酬</p> <p>(C) 【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。】</p> <p>① 身体の障害(傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます)</p> <p>② 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求</p> <p>③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます)に対する損害賠償請求</p> <p>④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求</p> <p>⑤ 他の被保険者からなされた損害賠償請求</p> <p>(D) 【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。】</p> <p>① この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます) 場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>② この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>(E) 【次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、適用されます。】</p> <p>① 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い</p> <p>② 国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます)</p> <p>③ 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為</p> <p>(F) 【次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。】</p> <p>① 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤</p> <p>② 履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます)。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。</p> <p>③ 被保険者が上記②に規定する履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます)を避けることを目的として行った不完全履行(履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)</p>

補償内容のご説明 ②

包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約、プロテクト費用補償特約、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>④ 訴訟対応費用 日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用(通常要する費用に限り)であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益であると当社が認めた費用</p> <p>ア. 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>イ. 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>ウ. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>エ. 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。</p> <p>オ. 意見書または鑑定書の作成にかかる費用</p> <p>カ. 増設したコピー機の賃借費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】 一連の損害賠償請求につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、すべての被保険者に対して支払う保険金の額の合計は、保険証券記載の支払限度額を限度とします。訴訟対応費用については一連の損害賠償請求・保険期間中1,000万円(保険証券記載の支払限度額の内枠)を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;"> 保険金の額 = ① 損害賠償金 + ② 争訟費用 + ③ 権利保全行使費用 - ④ 訴訟対応費用 - 免責金額自己負担額 </p> </div>	<p>④ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。</p> <p>⑤ 人工衛星(これに搭載された無線設備等の機器を含みます)の損壊または故障</p> <p>⑥ 被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為</p> <p>ア. 業務の対価(販売代金、手数料、報酬等名称を問いません)の見積もりまたは返還</p> <p>イ. 業務の対価の過大請求</p> <p>ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更</p> <p>エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝</p> <p>⑦ 商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。</p> <p>⑧ 記名被保険者が金融機関(注)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為</p> <p>ア. コンピュータシステムにおける資金(電子マネー、その他これらに類似のものを含みます)の移動</p> <p>イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引</p> <p>⑨ 暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます)の取引</p> <p>⑩ 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害</p> <p>ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者</p> <p>イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者</p> <p>ウ. 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者</p> <p>エ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者</p> <p>(注) 金融機関には、次のいずれかに該当する者を含みます。</p> <p>① 決済代行業社(割賦販売法(昭和36年法律第159号)に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます)</p> <p>② 金融商品取引所(暗号資産交換業を含みます)</p> <p>③ 信用保証協会</p> <p>(B) 【次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。】</p> <p>① 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム(記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません)の所有、使用または管理</p> <p>② 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報</p> <p>③ 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報</p> <p>(3) 【次のいずれかに該当するときは、その事故に起因する損害】</p> <p>① この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(知っていたと合理的に推定される場合を含みます。以下同様とします)とき</p> <p>② この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたとき など</p>

2 プロテクト費用補償特約の補償内容

主な概要は次のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>(1) 情報セキュリティ事故(注1)が発生した場合に、記名被保険者が措置(注2)を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 記名被保険者が業務を遂行するに当たり発生した、次のいずれかの事由をいいます。</p> <p>① 【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】の(1)で保険金の支払対象となる事由</p> <p>② 【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】の(2)で保険金の支払対象となる事由</p> <p>③ IT業務特約がセットされている場合に限り、IT業務特約【保険金をお支払いする主な場合】で保険金の支払対象となる事由(上記①または②に該当する場合を除きます)</p> <p>(2) 上記①の場合において、当社がプロテクト費用保険金をお支払いするのは、下記のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、適用されます。</p> <p>① 公的機関(不正アクセス等の被害者の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。以下同様とします)に対する文書による届出または報告等</p> <p>② 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準ずる媒体による会見、報道、発表、社告等</p> <p>③ 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言または案内状の送付</p> <p>④ 公的機関からの通報</p> <p>(注2) 情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間(注3)内に日本国内において実際に講じられた処置をいいます。</p> <p>(注3) 記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、当社がその発生の通知を受領した日の翌日から起算して180日が経過した日に終わる期間をいいます。</p> <p>● お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>① 事故対応費用 情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言の作成に直接必要な費用を含みます)。ただし、サイバーセキュリティ特約で支払われる費用を除きます。</p> <p>ア. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます)</p> <p>イ. 通信業務のコールセンター会社への委託費用</p> <p>ウ. 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>エ. 事故対応により生じる出張費および宿泊費</p> <p>オ. 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用</p> <p>② 事故原因・被害範囲調査費用 情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限り、適用されます。</p>	<p>(【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</p> <p>【次のいずれかに該当する費用】</p> <p>① この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料</p> <p>② 金利等資金調達に関する費用</p> <p>③ 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。</p> <p>④ 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用</p> <p>⑤ 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用</p> <p>⑥ 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用(弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます)</p> <p>⑦ 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>⑧ サイバー攻撃が金銭等(電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第</p>

